

経営安定化貸付「緊急対策融資」

「緊急対策融資」の貸付限度額を

5,000万円から8,000万円に上げました

【貸付対象者】

県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であり、以下の要件に該当している中小企業者

※ 中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく「特定中小企業者」として市町長の認定を受ける必要があります。

- ① 最近3ヶ月間の平均売上高又は平均販売数量（以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少していること。
 - ② 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品価格等に転嫁できていないこと。
 - ③ 最近3ヶ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して3%以上減少していること。
 - ④ 新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれること。
 - ⑤ 最近3ヶ月間の平均売上高等が、2年前同期の月平均売上高等に比して3%以上減少していること。
- ※ 詳しくは、各市町の商工担当課へお尋ねください。

【貸付条件等】

◆ 資金用途	運転資金
◆ 貸付限度額	8,000万円
◆ 貸付期間	10年以内（据置2年以内）
◆ 貸付利率	年1.8%
◆ 保証料率	年0.60%以内
◆ 担保及び保証人	信用保証協会の定めるところによる

【申込先】

中小企業者の事業所を地区とする商工会議所又は商工会（組合は佐賀県中小企業団体中央会）

【取扱金融機関】

佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫
佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行
西日本シティ銀行、親和銀行、長崎銀行、筑邦銀行、大川信用金庫、九州幸銀信用組合

【お問合せ先】

お近くの商工会議所・商工会・佐賀県中小企業団体中央会
佐賀県農林水産商工本部商工課（Tel:0952-25-7093）

- ※ 融資実行に当たっては、金融機関・信用保証協会の審査がありますので、ご了承ください。
※ 商工会議所等では、経営・金融面等の相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。